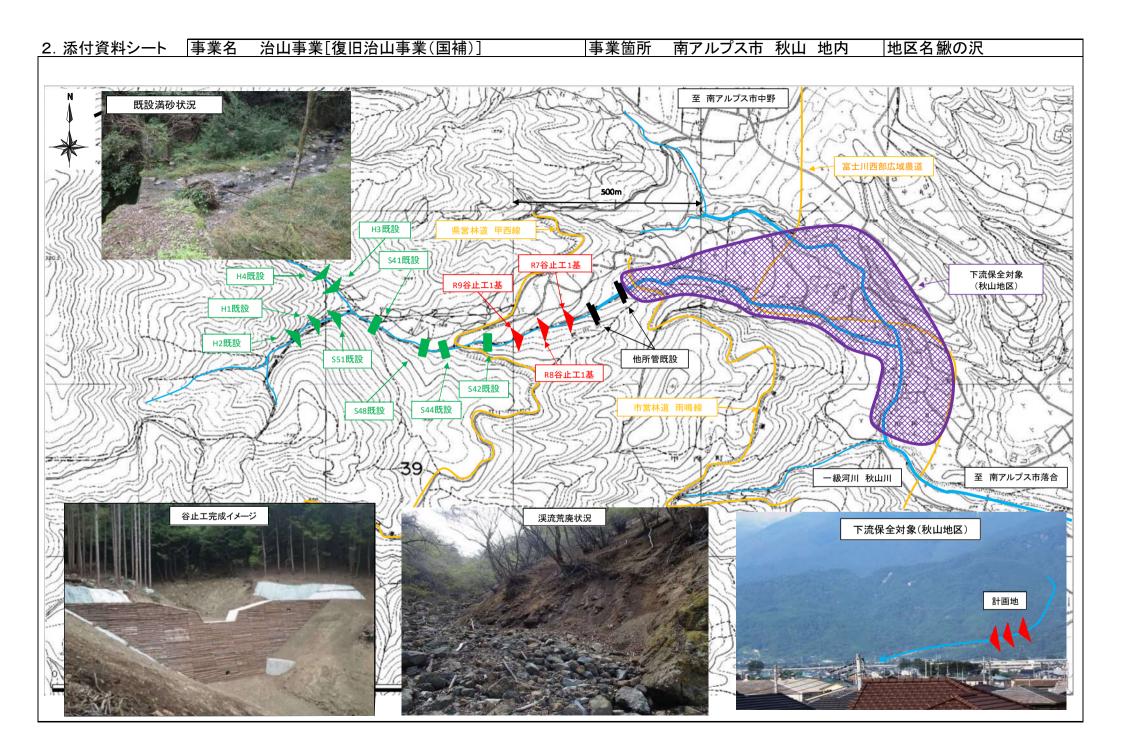
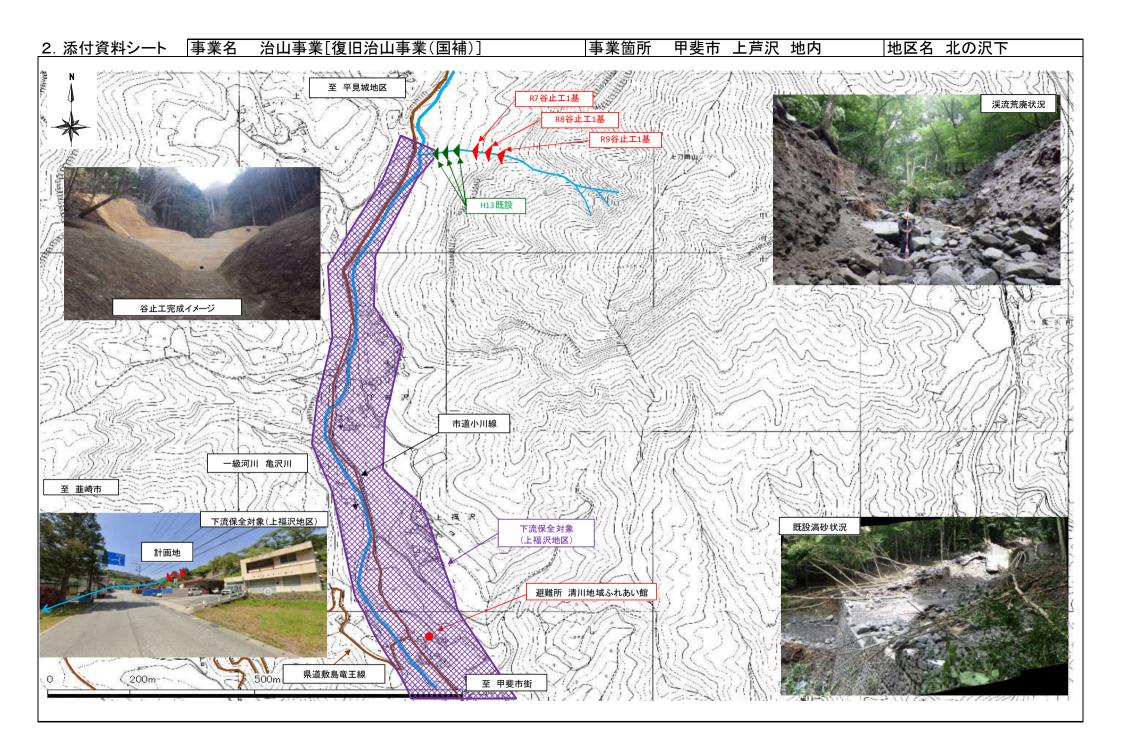
[評価調書] (1億円以上)

:	復旧治山	鰍の沢		
:	復旧治山	北の沢下		,
:	復旧治山	ばら平沢		ļ
:	復旧治山	大積寺		•
:	復旧治山	屋敷入		(
:	復旧治山	奥野田		l
:	復旧治山	久保		;
:	復旧治山	畑熊		
:	復旧治山	高住		
:	復旧治山	中ノ倉		1
:	復旧治山	大焼戸		2
:	復旧治山	楮根		2 ;
:	復旧治山	荒沢) !
:	復旧治山	鬼島		5.
:	復旧治山	大旅川支流		2 (
:	復旧治山	金山東沢支流		3
:	復旧治山	寺原		3 ;
:	復旧治山	阿寺沢支流		3
:	復旧治山	押出河原川		3
:	復旧治山	大沢		3 !
:	復旧治山	釜土沢		1
:	復旧治山	今川		1:
:	復旧治山	笹畑	Z	1

(区分) 国補 県単 1. 事業説明シート 事業名 復旧治山事業 事業箇所 | 南アルプス市 地内 地区名 鰍の沢(かじのさわ) 事業主体 山梨県 秋山 (1)事業概要 (3)事業の妥当性評価 妥当 妥当でなし 1)課題·背景 ①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) 0 本箇所は、南アルプス市秋山地区を流れる、一級河川秋山川の上流に位置する渓流で、保全対象には人家、農 森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当 道が含まれる防災上重要な流域である。近年の台風等の影響により渓流浸食が発生し、渓流内へ不安定土砂が 堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する ②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) \circ 必要がある。 ・森林法第41条第3項の規定により、都道府県知事が行うものと規定されている ③経済妥当性 ②整備目標:効果 0 · 費用便益比 便益(527.132百万円)/費用(176.596百万円)= 2.98 > 1.0 〇土石流被害の防止 口主要目標 保全対象 人家12戸、林道100m、農道1,200m ④事業実施・規模の妥当性 \circ 土砂整備率 (現況)65 % < 70% ※ 災害実績 ・現地状況を勘案し、渓流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るため、谷止工3基の 重要公共施設 # 計画とした (※評価基準値) ⑤ 整備手法の有効性 ・保安林の指定目的を達成するために荒廃渓流を整備するもので、事業効果、コスト、計画 期間の観点から最も有効な手法である Oなし □副次目標 ⑥環境負荷への配慮 0 ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優し ハ木製残存型枠工を使用するなど環境負荷の低減を考慮した計画となっている Oなし □副次効果 ⑦事業計画の熟度 \circ ・計画地は県有林であり、保安林は指定済、土地使用の同意は得られている 総合評価 「貢献度ランク:b] (2)整備内容 (4)事業位置図等 谷止工3基 ① 整備内容 ②着手年月日 令和7年度 民の社会開催主き場所 ③完成見込年度 令和9年度 210百万円(国費 105百万円(1/2) 県費 105百万円(1/2)) 4総事業費 富士川西部広域農道 令和7年度 谷止工1基 70百万円 ⑤年度別の整備内容 中見用児童ブルブス都市計画区域 令和8年度 谷止工1基 70百万円 令和9年度 谷止工1基 70百万円 ※記載内容は見込みであり、確定したものではない。 事業対象地 事業対象地 Sg久保標 ⑥既整備内容·期間·事業費 昭和41~平成4年 床固工4基 谷止工5基 126百万円



1. 事業説明シート							(区分)	(国補)	県単		
事業名	復旧治山事業	事業箇所	甲斐市	上芦沢	地内	地区名	北の沢下(きたのさわした)	事業主体	山梨県		
まれる防災上重要な流域でる 令和6年8月の豪雨により	渓流侵食が発生し、渓流内へ不安定土砂	が堆積し、土	石流発生の恐れ		•森林法第41	妥当性(行政な 条第1項に規り	が行うべき事業か) 定された「保安施設事業」に該当	妥当 O	妥当でない		
山ず末により休久が成能の回復と十心に囚り、「加末省寺と休工する必安のの。						・森林法第41条第3項の規定により、都道府県知事が行うものと規定されている					
② 至 開 口 保 · 劝 未					O	便益(357,96	1百万円)/費用(176,596百万円)= 2.	03 > 1.0			
口主要目標	○土石流被害の防止保全対象 人家18戸、県道60億土砂整備率 (現況) 43%<70災害実績 有(令和6年8月7重要公共施設 有(清川地域ふれ)	1% ※ 7日豪雨)		5基準値)	④事業実施・規・現地状況を計画とした		Rに堆積した不安定土砂の流出防止を	図るため、谷山	エ3基の		
□副次目標 □副次効果	Oなし Oなし				期間の観点か	定目的を達成ら最も有効なるの配慮 開する際の地域	するために荒廃渓流を整備するもので F法である 形改変は最小となる計画としている。ま るなど環境負荷の低減を考慮した計画。	〇 た景観や生態			
					⑦事業計画の ・地元甲斐市 総合評価		を受け計画しており、地域及び土地所有	O i者の同意は得 [貢献度			
(2)整備内容 ①整備内容 ②着手年月日 ③完成見込年度 ④総事業費 ⑤年度別の整備内容	谷止工3基 令和7年度 令和9年度 210百万円(国費 115.5百万円(5.5/10) 令和7年度 谷止工1基 70百万円 令和8年度 谷止工1基 70百万円 令和9年度 谷止工1基 70百万円 ※記載内容は見込みであり、確定したもの		万円(4.5/10))		(4)事業位置事業対象地		場別 場別 場面 場面 場面 場面 場面 場面 場面 場面 場面 場面 場面 場面 場面	事業対象地 Sampania Lipuwaya			



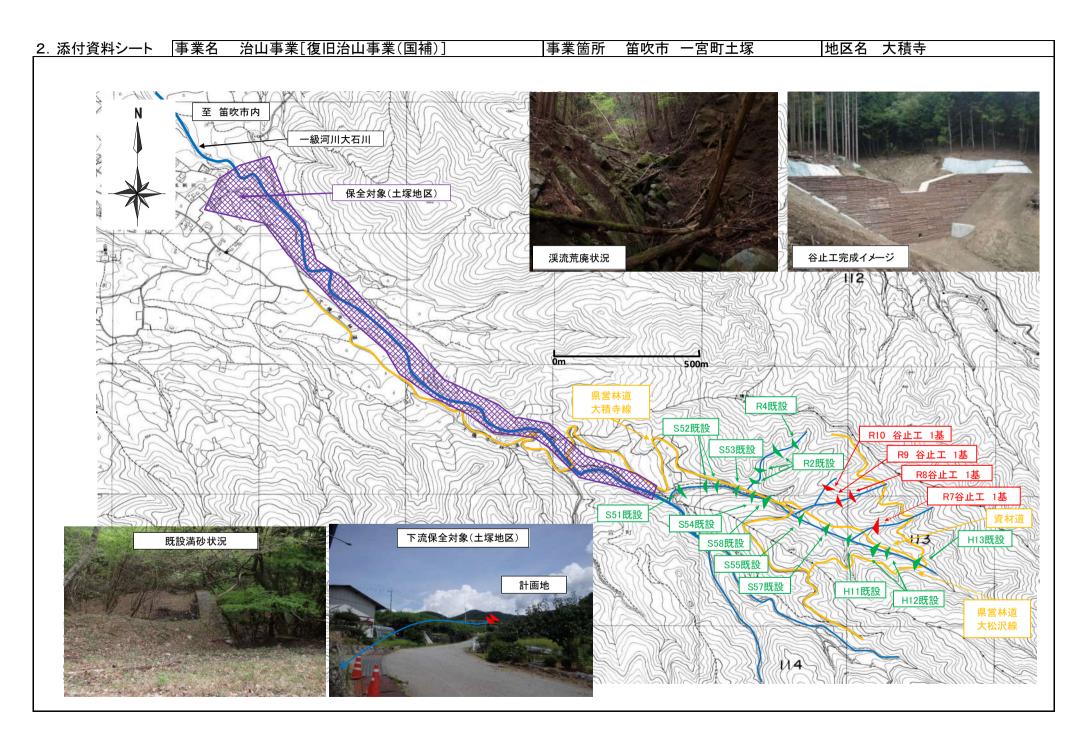
国補 (区分) 県単 1. 事業説明シート 事業名 復旧治山事業 事業箇所 ばら平沢(ばらだいらさわ) 事業主体 山梨県 山梨市 三宮川浦 地内 地区名 (1)事業概要 (3)事業の妥当性評価 妥当 妥当でなし ①課題・背景 ①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) \circ 本計画地は、山梨市三富川浦を流れる一級河川笛吹川の支流に位置する渓流で、保全対象には人家や緊急輸 ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当 送道路に指定されている国道などが含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により山腹崩壊が発生し、渓流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、 ②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) 治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。 ・森林法第41条第3項の規定により、都道府県知事が行うものと規定されている ②整備目標:効果 ③経済妥当性 0 ·費用便益比 便益(317.241百万円)/費用(85.733百万円) = 3.70>1.0 〇土石流災害の防止 口主要目標 保全対象 人家10戸 国道1000m ④事業実施・規模の妥当性 \circ 土砂整備率 (現況)29%<70% ※ 災害実績 ・現地状況を勘案し、発生源である山腹工の整備と渓流内に堆積した不安定土砂の流出防 重要公共施設 有(第一次緊急輸送道路 国道140号 避難所(広瀬地区集会 止を図るため、谷止工2基と山腹工の計画とした 所)) (※ 評価基準値) ⑤整備手法の有効性 ・保安林の指定目的を達成するために荒廃渓流を整備するもので、事業効果、コスト、計画 期間の観点から最も有効な手法である Oな_し □副次目標 ⑥環境負荷への配慮 0 ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優し い木製残存型枠工を使用するなど環境負荷の低減を考慮した計画となっている ○被災時の被害波及の防止 □副次効果 (第一次緊急輸送道路 国道140号) ⑦事業計画の熟度 \circ 計画地は県有林であり、保安林は指定済、土地使用の同意は得られている。 [貢献度ランク:a] 総合評価 (2)整備内容 (4)事業位置図等 谷止工2基 山腹工0.20ha ① 整備内容 ②着手年月日 令和7年度 事業対象地 ③完成見込年度 令和8年度 4総事業費 100百万円(国費 50百万円(1/2) 県費 50百万円(1/2)) 令和7年度 谷止工1基 山腹工0.1ha 50百万円 ⑤年度別の整備内容 令和8年度 谷止工1基 山腹工0.1ha 50百万円 上広期他 上広事機構選擇位 事業対象地 ※記載内容は見込みであり、確定したものではない。 一級河川笛吹川 30点川橋 130.0 W-75 S:上古川機 L=56.0 W=7.5 ⑥既整備内容·期間·事業費 昭和58年 谷止工1基 床固工1基 山腹工0.3ha 35百万円 SIF在川橋 国道140号(第一次緊急輸送道路)

川浦第1部門



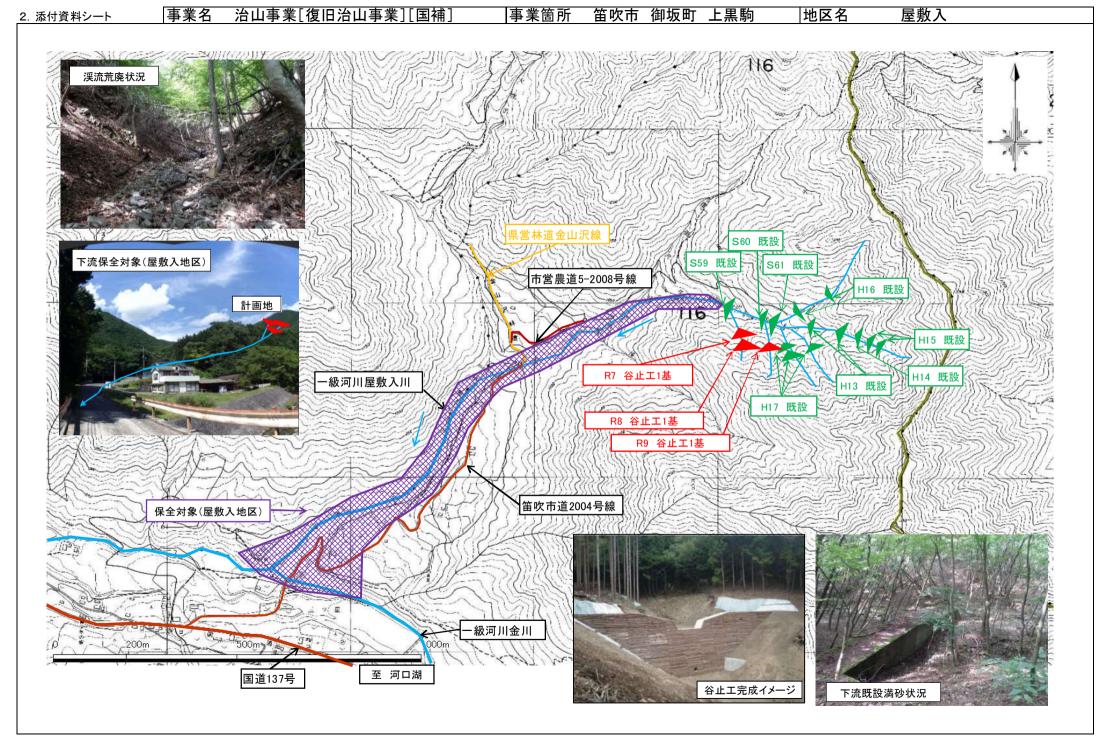
1. 事業説明シート (区分) 国補 県単 東業名 復旧治山東業 東業毎所 笠吹市 一宮町土塚 地内 地区名 大語寺(だい)か(ご) 東業主体 山利原

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							(区ガ		水平		
事業名	復旧治山事業	事業箇所	笛吹市	一宮町土塚	地内	地区名	大積寺(だいしゃくじ)	事業主体	山梨県		
(1)事業概要					(3)事業の妥当			妥当	妥当でない		
①課題・背景本計画地は、笛吹市一宮町土塚を流れる一級河川大石川の上流に位置する渓流で、保全対象には人家等が含まれる防災上重要な流域である。						①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)					
						・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当					
	である。 より渓流浸食が発生し、渓流内へ不安定土	いが批告! -	+ 万法発生の巩	かがなるため							
	能の回復を早急に図り、下流集落等を保全			14073-007-007	②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)						
		・森林法第41条第3項の規定により、都道府県知事が行うものと規定されている									
②整備目標・効果					③経済妥当性			0			
						便益(24	4.281百万円)/費用(164.994百万円) =	:148>10	<u>l</u>		
	〇土石流災害の防止				Z/17/Z.m.20	· · ·					
	保全対象 人家10戸 林道8				4)事業実施・規	性の立と	4	0			
	土砂整備率 (現況)22%<70 ⁴	% ×			0 1 1112 1112 1112		_		エルサの		
	災害実績 無 重要公共施設 無				□・現地状況を闘 計画とした	切余し、決だ	流内に堆積した不安定土砂の流出防止	を凶るため、台川	工4基の		
	主义公八旭战				песол						
			(*	評価基準値)				_			
					⑤整備手法の4			_ <u>= # 1 B </u>	- 1 - 1 TT		
	0.64				・保安杯の指数		成するために荒廃渓流を整備するもの たききである	で、争業効果、コ	スト、計画		
□副次目標	Oなし						3十五 (のる				
					⑥環境負荷への			0	ブ ルー 医り		
	0.64						地形改変は最小となる計画としている。 するなど環境負荷の低減を考慮した計		糸に慢し		
□副次効果	Oなし				0.小表况行主作	十二乙区用	するなと、現代良円の区域と方慮した。	国になっている			
					⑦事業計画の熟						
					・計画地は県有	す杯であり、	保安林は指定済、土地使用の同意は行	等られている			
					総合評価			[貢献度:	ランク:b]		
(2)整備内容					(4)事業位置[可生 5	Th W-55 W-278	00000			
①整備内容	谷止工4基				(サ/尹禾江但日	의국 [W.	Sg田草川橋	N		
②着手年月日	令和7年度				~~~	度核	W-23.0				
③完成見込年度	令和10年度				5 7		中中	央自動車道			
④総事業費	200百万円(国費 100百万円(1/2) 県費	100百万円(1/2))		3		0(3.0)	20.0	* 5		
⑤年度別の整備内容	令和7年度 谷止工1基 50百万円				3	1111	LIP LINE BO	石塵橋歩道橋 20.0 1.5 京戸川〇 歩道橋	7 3		
	令和8年度 谷止工1基 50百万円				3	133	大石川 大石川 大石川 大石川 大石川 大石川 W-25		50		
	令和9年度 谷止工1基 50百万円				7 {				12		
	令和10年度 谷止工1基 50百万円				~		(D)市文献橋 (D001) 出版川 (D001) (D	0 -			
※記載内容は見込みであり、確定したものではない。						事業対象地					
							A DESCRIPTION OF THE PROPERTY	1 2			
⑥既整備内容・期間・事業	既整備内容·期間·事業費 昭和51年~令和4年 谷止工16基 360百万円					事業対象地					
OWNER WILLIAM TAN	20 2 1 12.1. 2 2 2 3 3 3 3 3 3	•				5-63					
							100 mm	The second second			

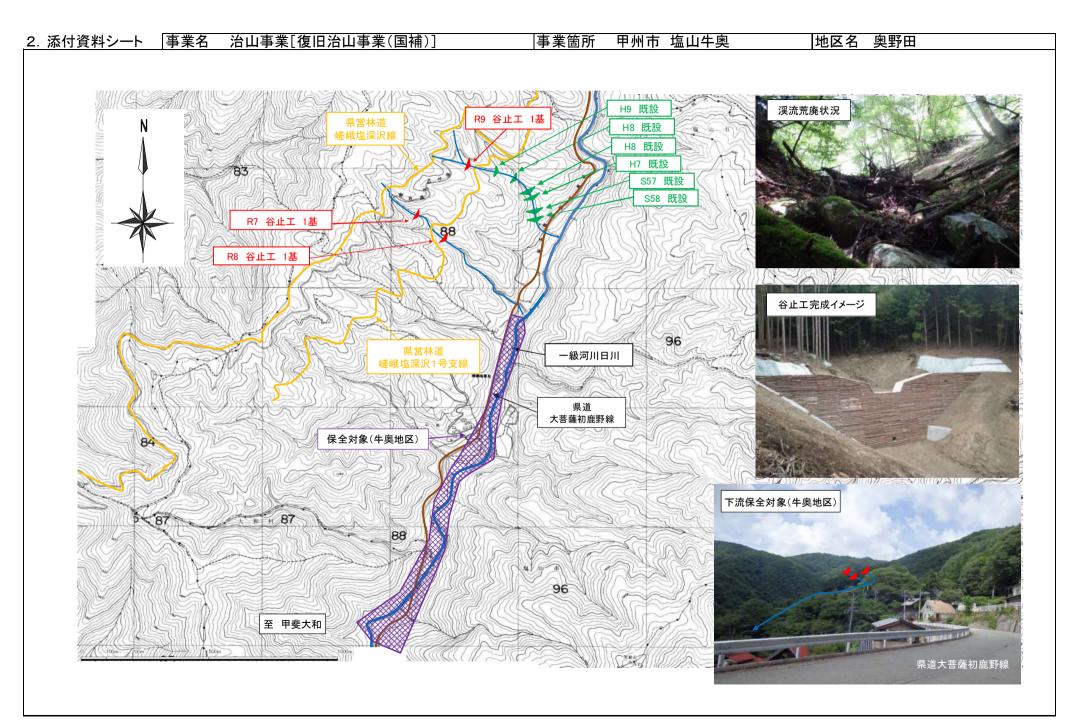


1. 事業説明シート

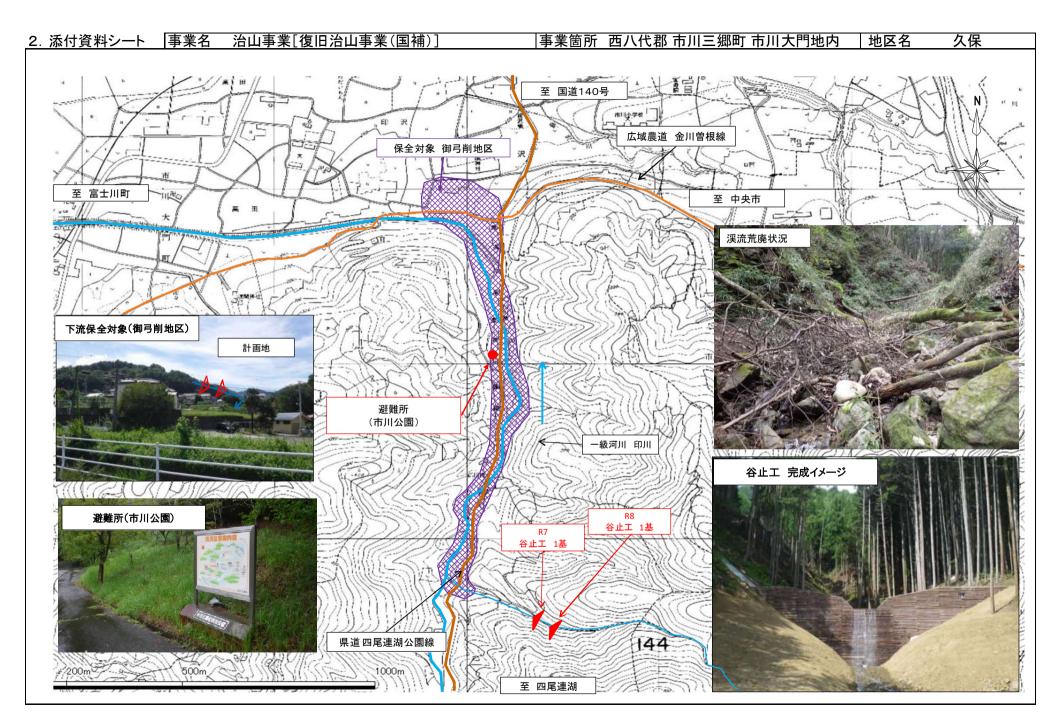
国補 (区分) 県単 **事業名** 復旧治山事業 事業箇所 笛吹市 御坂町 上黒駒地内 地区名 屋敷入(やしきいり) 事業主体 山梨県 (1)事業概要 (3)事業の妥当性評価 妥当でなし 妥当 1)課題·背景 ①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) 0 本計画地は、笛吹市御坂町屋敷入を流れる一級河川屋敷入川の上流に位置する渓流で、保全対象には人家、市 森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当 道が含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により渓流侵食が発生し、渓流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、 ②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) 治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。 ・森林法第41条第3項の規定により、都道府県知事が行うものと規定されている ②整備目標:効果 ③経済妥当性 \circ · 費用便益比 便益(233.466百万円)/費用(100.914百万円) = 2.31 > 1.0 〇土石流災害の防止 口主要目標 保全対象 人家9戸 市道300m ④事業実施・規模の妥当性 土砂整備率 (現況)63%<70% ※ 災害実績 ・現地状況を勘案し、渓流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るため、谷止工3基の 重要公共施設 無 計画とした (※ 評価基準値) ⑤整備手法の有効性 ・保安林の指定目的を達成するために荒廃渓流を整備するもので、事業効果、コスト、計画 期間の観点から最も有効な手法である Oなし □副次目標 ⑥環境負荷への配慮 \circ ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優し ハ木製残存型枠工を使用するなど環境負荷の低減を考慮した計画となっている Oなし □副次効果 ⑦事業計画の熟度 0 計画地は県有林であり、保安林は指定済、土地使用の同意は得られている。 総合評価 [貢献度ランク:b] (2)整備内容 (4)事業位置図等 ①整備内容 谷止工3基 ②着手年月日 令和7年度 事業対象地 ③完成見込年度 令和9年度 ④総事業費 120百万円(国費 60百万円(1/2) 県費 60百万円(1/2)) ⑤年度別の整備内容 令和7年度 谷止工1基 40百万円 の底を取出+回。 令和8年度 谷止工1基 40百万円 国道137号 令和9年度 谷止工1基 40百万円 事業対象地 |※記載内容は見込みであり、確定したものではない。 ⑥既整備内容・期間・事業費 昭和59年~平成17年 谷止工13基 455百万円



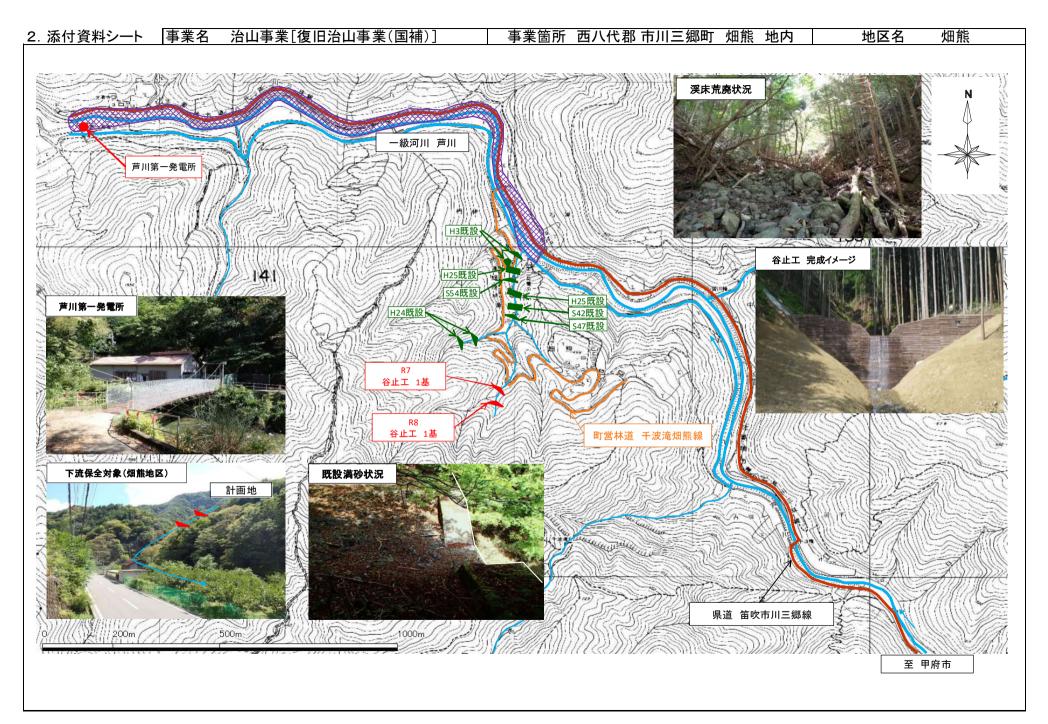
国補 県単 (区分) 1. 事業説明シート 復旧治山事業 事業名 事業箇所 甲州市 塩山牛奥 地内 地区名 奥野田(おくのた) 事業主体 山梨県 (1)事業概要 (3)事業の妥当性評価 妥当 妥当でなし 1)課題·背景 ①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) $\overline{\mathsf{C}}$ 本計画地は、甲州市塩山牛奥を流れる一級河川日川の支流に位置する渓流で、保全対象には人家、県道等が含し ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当 まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により渓流浸食が発生し、渓流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、 ②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) \circ 治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。 ・森林法第41条第3項の規定により、都道府県知事が行うものと規定されている ②整備目標・効果 3 経済妥当性 ·費用便益比 便益(142.488百万円)/費用(100.911百万円) =1.41>1.0 〇土石流災害の防止 口主要日標 人家1戸 旅館1戸 県道460m 林道80m 保全対象 ④事業実施・規模の妥当性 0 十砂整備率 (現況)7%<70% ※ 災害実績 ・現地状況を勘案し、渓流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るため、谷止工3基の 重要公共施設 計画とした 無 (※ 評価基準値) ⑤整備手法の有効性 \circ ・保安林の指定目的を達成するために荒廃渓流を整備するもので、事業効果、コスト、計画 期間の観点から最も有効な手法である Oな_し □副次目標 ⑥環境負荷への配慮 ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優し い木製残存型枠工を使用するなど環境負荷の低減を考慮した計画となっている Oなし □副次効果 0 ⑦事業計画の熟度 ・計画地は県有林であり、保安林は指定済、土地使用の同意は得られている 総合評価 「貢献度ランク:b] (2)整備内容 (4)事業位置図等 ①整備内容 谷止工3基 ②着手年月日 令和7年度 甲州市役所 ③完成見込年度 令和9年度 120百万円(国費 60百万円(1/2) 県費 60百万円(1/2)) 4)総事業費 ⑤年度別の整備内容 令和7年度 谷止工1基 40百万円 令和8年度 谷止工1基 40百万円 事業対象地 令和9年度 谷止工1基 40百万円 県道 大菩薩初鹿野線 事業対象地 ※記載内容は見込みであり、確定したものではない。 ⑥既整備内容·期間·事業費 昭和58年~平成9年 谷止工6基 204百万円



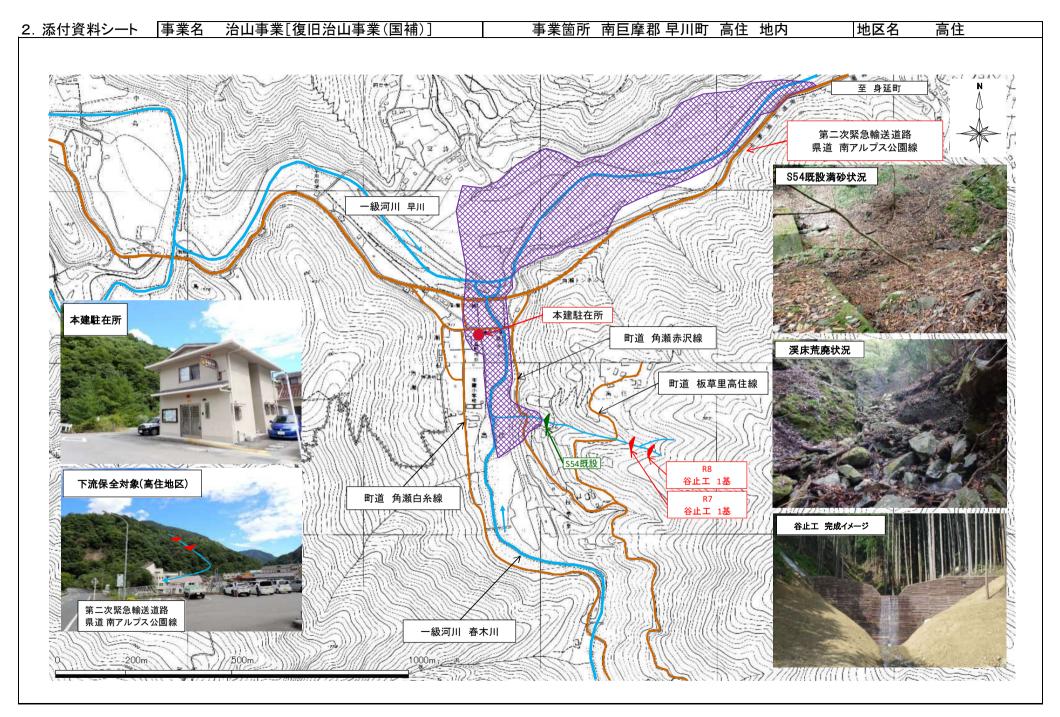
国補 (区分) 県単 1. 事業説明シート 事業名 復旧治山事業 事業箇所 西八代郡 市川三郷町 市川大門地内 地区名 久保(くぼ) 事業主体 山梨県 (1)事業概要 (3)事業の妥当性評価 妥当 妥当でなし 1)課題·背景 ①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) \circ 本計画地は、西八代郡市川三郷町市川大門を流れる一級河川印川の支流に位置する渓流で、保全対象には人 森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当 家、県道が含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により渓流侵食が発生し、渓流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、 ②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) \circ 治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落を保全する必要がある。 ・森林法第41条第3項の規定により、都道府県知事が行うものと規定されている ②整備目標・効果 3経済妥当性 ·費用便益比 便益(416.519百万円)/費用(102.877百万円)= 4.05 > 1.0 □主要目標 〇土石流被害の防止 人家13戸、県道1.110m、農道190m 保全対象 4)事業実施・規模の妥当性 0 土砂整備率 (現況)0%<70% ※ 災害実績 ・現地状況を勘案し、渓流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るため、谷止工2基の 重要公共施設 有 (市川公園) 計画とした (※評価基準値) ⑤ 整備手法の有効性 ・保安林の指定目的を達成するために荒廃渓流を整備するもので、事業効果、コスト、計画 期間の観点から最も有効な手法である Oなし 口副次日標 6環境負荷への配慮 \circ ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優し い木製残存型枠工を使用するなど環境負荷の低減を考慮した計画となっている Oなし 口副次効果 ⑦事業計画の熟度 ・計画地は県有林であり、保安林は指定済、土地使用の同意は得られている 総合評価 [貢献度ランク:a] (2)整備内容 【事業位置図等】 ① 整備内容 谷止工2基 **WHENDING** ②着手年月日 令和7年度 ③完成見込年度 令和8年度 ④総事業費 120百万円(国費 60百万円(1/2) 県費 60百万円(1/2)) ⑤年度別の整備内容 令和7年度 谷止工1基 60百万円 令和8年度 谷止工1基 60百万円 市川三郷町役場 ※記載内容は見込みであり、確定したものではない。 事業対象地 ⑥既整備内容・期間・事業費 なし



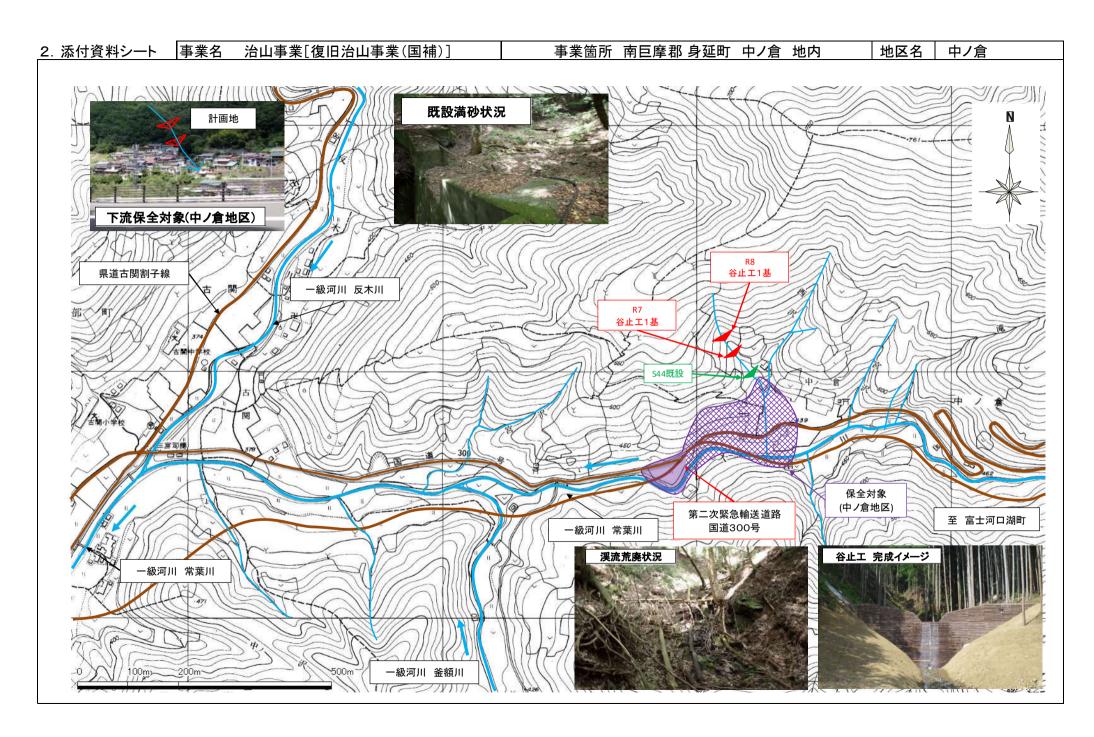
1. 事業説明シート 国補 県単 (区分) 復旧治山事業 畑熊(はたぐま) 事業名 事業箇所 西八代郡 市川三郷町 畑熊地内 地区名 事業主体 山梨県 (1)事業概要 (3)事業の妥当性評価 妥当 妥当でなし 1)課題·背暑 ①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) \circ 本計画地は、西八代郡市川三郷町畑熊を流れる一級河川芦川の支流に位置する渓流で、保全対象には人家、 森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当 県道が含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により渓流侵食が発生し、渓流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、 ②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) \circ 治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。 ・森林法第41条第3項の規定により、都道府県知事が行うものと規定されている ②整備目標・効果 ③経済妥当性 ·費用便益比 便益(178.340百万円)/費用(102.877百万円)= 1.73 > 1.0 〇土石流被害の防止 口主要目標 人家2戸、発電所1箇所、県道400m 保全対象 ④事業実施・規模の妥当性 \circ 土砂整備率 (現況)45%<70% ※ 災害実績 ・現地状況を勘案し、渓流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るため、谷止工2基の 重要公共施設 無 計画とした (※評価基準値) ⑤整備手法の有効性 ・保安林の指定目的を達成するために荒廃渓流を整備するもので、事業効果、コスト、計画 期間の観点から最も有効な手法である Oな_し □副次目標 ⑥環境負荷への配慮 ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優し い木製残存型枠工を使用するなど環境負荷の低減を考慮した計画となっている 〇被災時に被害波及の防止(芦川第一発電所) 口副次効果 ⑦事業計画の熟度 \circ ・地元市川三郷町より強い要望を受け計画しており、地域及び土地所有者の同意は得られ ている [貢献度ランク:b] 総合評価 (2)整備内容 (4)事業位置図等 ①整備内容 谷止工2基 市川三郷町役場 ②着手年月日 令和7年度 7 NO WES 令和8年度 ③完成見込年度 市川大門都市計画区域 ④総事業費 120百万円(国費 60百万円(1/2) 県費 60百万円(1/2)) 令和7年度 谷止工1基 60百万円 ⑤年度別の整備内容 峡南林務環境事務所 令和8年度 谷止工1基 60百万円 ADMINITION W 事業対象地 事業対象地 無難トンネル ※記載内容は見込みであり、確定したものではない。 ⑥ 既整備内容·期間·事業費 昭和42年~平成25年 谷止工5基 山腹工1筒所 床固工2基 160百万円 県道笛吹市川三郷線



国補 県単 1. 事業説明シート (区分) 復旧治山事業 高住(こうじゅう) 事業名 事業箇所 南巨摩郡 早川町 高住地内 地区名 事業主体 山梨県 (1)事業概要 (3)事業の妥当性評価 妥当 妥当でなし 1)課題·背暑 ①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) \circ 本計画地は、南巨摩郡早川町高住を流れる一級河川春木川の支流に位置する渓流で、保全対象には人家や緊 森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当 急輸送道路に指定されている県道などが含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により渓流侵食が発生し、渓流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、 ②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) \circ 治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。 ・森林法第41条第3項の規定により、都道府県知事が行うものと規定されている ②整備目標・効果 ③経済妥当性 ·費用便益比 便益(159.876百万円)/費用(102.877百万円)= 1.55 > 1.0 〇土石流被害の防止 口主要目標 人家2戸、県道40m、町道60m 保全対象 ④事業実施・規模の妥当性 \circ 土砂整備率 (現況)9%<70% ※ 災害実績 ・現地状況を勘案し、渓流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るため、谷止工2基の 重要公共施設 計画とした 有(第二次緊急輸送道路 県道南アルプス公園線) (本建駐在所) (※評価基準値) ⑤整備手法の有効性 ・保安林の指定目的を達成するために荒廃渓流を整備するもので、事業効果、コスト、計画 期間の観点から最も有効な手法である Oな_し □副次目標 ⑥環境負荷への配慮 ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優し い木製残存型枠工を使用するなど環境負荷の低減を考慮した計画となっている 〇被災時に被害波及の防止 □副次効果 (第二次緊急輸送道路 県道南アルプス公園線、本建駐在所) ⑦事業計画の熟度 \circ ・地元早川町より強い要望を受け計画しており、地域及び土地所有者の同意は得られている [貢献度ランク:a] 総合評価 (2)整備内容 (4)事業位置図等 県道南アルプス公園線 ① 整備内容 谷止工2基 ②着手年月日 令和7年度 25.0 PM 令和8年度 ③完成見込年度 THREE ④総事業費 120百万円(国費 60百万円(1/2) 県費 60百万円(1/2)) 令和7年度 谷止工1基 60百万円 ⑤年度別の整備内容 事業対象地 令和8年度 谷止工1基 60百万円 50MBH25M 事業対象地 早川町役場 ※記載内容は見込みであり、確定したものではない。 ⑥既整備内容·期間·事業費 昭和54年 谷止工1基 14百万円



(区分) 国補 県単 1. 事業説明シート 事業名 復旧治山事業 事業箇所 中ノ倉(なかのくら) 事業主体 山梨県 南巨摩郡 身延町 中ノ倉地内 地区名 (1)事業概要 (3)事業の妥当性評価 妥当 妥当でない 1)課題·背景 ①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) \circ 本計画地は、南戸摩郡身延町中ノ倉を流れる一級河川営葉川の上流に位置する淫流で、保全対象には人家や緊 森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当 急輸送道路に指定されている国道が含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により渓流侵食が発生し、渓流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治 ②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) \circ 山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。 ・森林法第41条第3項の規定により、都道府県知事が行うものと規定されている ③経済妥当性 ②整備目標・効果 \circ ·費用便益比 便益(398.251百万円)/費用(102.877百万円)= 3.87> 1.0 〇土石流被害の防止 口主要目標 保全対象 人家15戸、国道550m 4 事業実施・規模の妥当性 \circ 土砂整備率 (現況)26%<70% ※ 災害実績 ・現地状況を勘案し、渓流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るため、谷止工2基の 重要公共施設 有 (第二次緊急輸送道路 国道300号) 計画とした (※評価基準値) ⑤ 整備手法の有効性 \circ ・保安林の指定目的を達成するために荒廃渓流を整備するもので、事業効果、コスト、計画 期間の観点から最も有効な手法である Oなし □副次目標 ⑥環境負荷への配慮 ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優し い木製残存型枠工を使用するなど環境負荷の低減を考慮した計画となっている 〇被災時の被害波及の防止(第二次緊急輸送道路 国道300号) □副次効果 ⑦事業計画の熟度 \circ ・地元身延町より強い要望を受け計画しており、地域及び土地所有者の同意は得られている [貢献度ランク:a] 総合評価 (2)整備内容 (4)事業位置図等 ①整備内容 谷止工2基 県道古関割子線 令和7年度 ②着手年月日 Cb三客司標 ③完成見込年度 令和8年度 1 0(2.5) 4総事業費 120百万円(国費 60百万円(1/2) 県費 60百万円(1/2)) 令和7年度 谷止工1基 60百万円 ⑤年度別の整備内容 W=11.0(2.5) 令和8年度 谷止工1基 60百万円 一釜額トンネル =105.0 W=9.7(1.5) H=4.7 H=4.5 Sq釜額橋 ※記載内容は見込みであり、確定したものではない。 国道300号 事業対象地 ⑥既整備内容·期間·事業費 昭和44年 谷止工1基 2.1百万円 ネル W=10.75(2.5) ラニツ沢



(区分)

1. 事業説明シート

国補 県単 事業名 復旧治山事業 事業箇所 大焼戸(おおやきど) 事業主体 山梨県 南巨摩郡 南部町 井出地内 地区名 (1)事業概要 (3)事業の妥当性評価 妥当 妥当でなし 1)課題·背景 ①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) \circ 本計画地は、南巨摩郡南部町井出を流れる一級河川佐野川の支流に位置する渓流で、保全対象には人家や緊 森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当 急輸送道路に指定されている県道などが含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により渓流侵食が発生し、渓流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、 ②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) \circ 治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。 ・森林法第41条第3項の規定により、都道府県知事が行うものと規定されている ②整備目標:効果 ③経済妥当性 ·費用便益比 便益(234.660百万円)/費用(126.140百万円)= 1.86 > 1.0 〇土石流被害の防止 口主要日標 保全対象 人家1戸、発電所1箇所、県道490m、林道660m、鉄道230m ④事業実施・規模の妥当性 \circ 十砂整備室 (現況)21% < 70% ※ 災害実績 ・現地状況を勘案し、渓流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るため、谷止工3基の 計画とした 重要公共施設 右 (第二次緊急輸送路 県道富士川身延線) (※評価基準値) ⑤ 整備手法の有効性 保安林の指定目的を達成するために荒廃渓流を整備するもので、事業効果、コスト、計画 期間の観点から最も有効な手法である Oな_し □副次目標 ⑥環境負荷への配慮 0 ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優し ハ木製残存型枠工を使用するなど環境負荷の低減を考慮した計画となっている 〇被災時の被害波及の防止 (第二次緊急輸送道路 県道富士川身延線) □副次効果 (JR身延線) ⑦事業計画の熟度 \circ ・地元南部町より強い要望を受け計画しており、地域及び土地所有者の同意は得られている 「貢献度ランク:al 総合評価 (2)整備内容 (4)事業位置図等 事業対象地 谷止工3基 ①整備内容 令和7年度 ②着手年月日 ③完成見込年度 令和9年度 4総事業費 150百万円(国費 75百万円(1/2) 県費 75百万円(1/2)) 県道富士川身延線 令和7年度 谷止工1基 50百万円 ⑤年度別の整備内容 令和8年度 谷止工1基 50百万円 令和9年度 谷止工1基 50百万円 ※記載内容は見込みであり、確定したものではない。 JR身延線井出駅 事業対象地 ⑥既整備内容・期間・事業費 昭和47年~平成7年 谷止工7基 210百万円

